

平成31年 第4回別府市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年4月5日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 恒松 直之

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解
約)

報告第3号

農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

日程第3 その他

出席委員 7名 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一	2番 佐藤 進蔵
3番 園田 喜久男	4番 恒松 直之
5番 星野 賢一	6番 久保 賢一
7番 浜川 和久	

欠席委員 0名

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美 主査 加藤 満江
午後2時00分 開会

(局長) 只今から平成31年第4回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、全委員が出席しておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。よろしくお願いいたします。

本日の総会は次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 座ったまま進行いたします。別府の風物詩であります温泉祭りも始まりまして、明日で終了しますが、春本番と言うことで、1日には新しい元号も、「令和」というふうに決定いたしましたので、来月1日からスタートするという事で、今回は平成最後の総会であります。今日は「清明」と言うことで、日差しが強くなって、まあ、今まで虹が出なかったのですが、虹がでる頃と言うことで、「清明」となっています。そしてもうそろそろ上の方では田植えの準備が始まっているのではないかな、と思っております。今から忙しくなる、芽吹く頃になりますので、体調等、十分に管理をしていただければと思っております。そういうことで、本日の総会を始めさ

せていただきます。

(局 長) ありがとうございます。

本日の総会議事は、お手元に配布いたしております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議についてが1件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が3件、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」が4件、報告第1号「農業委員会規定第9条の規定による専決事項の報告について」の(1)「農地法第3条の3の規定による届」が2件、(2)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が5件、(3)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が10件、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」が1件、報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり議事を整理する」とありますので、会長よろしくお願いたします。

(議 長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議 長) ご異議がないようでありますので、1番 齋藤委員、7番 浜川委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の審議についてです。

事務局の説明を求めます。

(事務局) お手元に配布してございます資料1をご覧ください。

今回から資料につきましては、このように資料1、2、3と、わかりやすいようにインデックスをつけて、別にまとめておりますのでご覧ください。

まずは1枚めくって、資料1でございます。

これについては、別府市の地図上の赤丸の場所をご覧ください。

このままご説明に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

これは継続審議となっているものでございます。

番号1

貸付人 別府市大字野田 番地 職業 無職、

借受人 別府市石垣東 丁目 番号

職業 会社員

区域は市街化調整区域です。

申請の土地 大字野田字河原 番地 田、現況、田、 m²

同所 番 田、現況、田、 m²

大字野田字小池 番 田、現況、田、 m²メートル

大字野田字高平 番 田、現況、田、 m²

同所 番 田、現況、畑、 m²

同所 番 田、現況、田、 m²

同所 番 田、現況、畑、 m²

同所 番 畑、現況、畑、 m²

大字野田字河原 番 田、現況、田、 m²

大字野田字高平 番 田、現況、田、 m²

大字野田字河原 番 田、現況、田、 m²

同所 番 田、現況、田、 m²

計 m²です。

譲受人の経営状況ですが、自作、小作、貸付、ともに面積は0です。世帯構成は2人です。

申請の事由ですが、貸付人は、「自分も高齢で、次男に貸付していたが、次男が耕作できなくなった為、長男に貸付けしたい。」ということです。

借受人は、「弟に代わって父の農地を耕作したい」ということです。

(議 長) 今、説明がありましたが、今後はですね、1ページ、一番上の 番 田、
m²以下、何筆でもいいです。全部読まなくていいですので、その代わりどこかに
何筆あると、書いててください。今の件につきまして、質問のある方はお願いします。
いつも言うように、よそに転売ということではなくて、息子にやって農業する
ということですので、いいのではないかと思います。

(久保委員) いいですか。場所は湯山ですか。

(議 長) 野田と書いているが、湯山と野田は昔から一緒のところ。だから、湯山が野田と
言う。本籍地が。

場所は、 さん所の近所。

(久保委員) そうそう、家の裏。東側くらい。

(議 長) 質問はよいですか。他に質問はないですか。

ないようですので、さっきも言ったように、継続して農業をやるということで、
いいのではないかと思います。

それでは他に質問もありませんので、議案第1号は、許可することと決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」です。1番から3番まで一括して説明をお願いします。

(事務局) 資料1の地図の右下の黒丸の位置をご覧ください。

本件は内成地区で、1月に大分県からの連絡にて無断転用が発覚した案件でございます。太陽光発電施設の設置に係る排水路設置工事を実施する際、申請地の隣接地を作業道路として無断転用していました。

業者は大分県から違反転用による排水路設置工事の工事停止命令を現在受けております。なお、申請地は農業振興地域を含むため、工事用道路として一時転用、工事後は農地に戻す予定になっています。

また、4筆のうち1筆が相続登記がまだであったため、申請に時間がかかり、現在に至りました。

それでは、議案に沿って、説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

番号1

賃貸人 別府市大字鶴見 番地の 職業 無職

賃借人 速見郡日出町 番地

職業 会社経営 区分は都市計画区域外 その他の区域です。

申請の土地は、大字内成字シモハタ 番 田、現況 田、 m^2 の内 m^2
施設の概要ですが、工事用仮設道路の設置用地として(一時転用) m^2 の内
 m^2

転用の時期は、一時転用期間として、許可後から平成32年3月31日までです。

転用の時期は、許可があり次第。

番号2

賃貸人 大分市法勝台 職業 無職

賃借人 速見郡日出町 番地 代表取締役

職業 会社経営 区分は、都市計画区域外 その他の区域です。

申請の土地 これについては、 番地とありますが、「地」を削除してください。

申請の土地 大字内成字シモハタ 番 畑、現況、畑、 m²の内 m²

施設の概要 工事用仮設道路の設置用地として（一時転用） m²の内 m² 転用の時期は、一時転用期間として、許可後から平成 32 年 3 月 31 日までです。

転用の時期は、許可があり次第。

3 ページをご覧ください。

番号 3

賃貸人 別府市内成 番地の 職業 無職

賃借人 速見郡日出町 番地 代表取締役

職業 会社経営 区分は都市計画区域外 その他の区域です。

申請の土地は、大字内成字シモハタ 番 田、現況 田、 m²の内 m²

同所 番 田、現況、田、 m²の内 m²

施設の概要ですが、工事用仮設道路の設置用地として（一時転用） m²の内 m² 転用の時期は、一時転用期間として、許可後から平成 32 年 3 月 31 日まで。

転用の時期は、許可があり次第ということです。

以上です。

（議 長） ただいま、2号議案について、説明がありましたが、何か質問がある方はお願いいたします。

（星野委員） この件だけではないんですけども、職業の欄の、気になるのが、個人であれば無職とか、会社員とかあると思うんですけども、この については、 さんは会社経営だと思いましたが、会社としては、 製造、 の製造なんでしょうけども、他の案件を見ると、不動産と書いてあったり、なんかそこのところがごっちゃになっている気がするんですけども。

(議 長) 職業のところですか。

(星野委員) はい。

は会社経営ではなくて、おそらく製造業となると思いますが。

(議 長) だけど、受付はこれでしてるんですよね。

(事務局) はいそうです。

(議 長) 本申請のときもこれでしている。それでこう出たのだと思うけど。

これは、ここで協議して決定するような内容ではないから、調べてこれが妥当か、実際、これのほう 皆さんに説明するのにわかりやすいかなと思うけど、県と相談して、これが妥当か妥当でないか協議しましょう。

その他、ないですか。

(各委員) ないです。

(議 長) それでは、今職業の欄の質問がありましたが、これは許可に関係はないと思いますので、2号議案1番から3番は許可することに決定いたします。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてです。それでは事務局の一括説明をお願いします。

(事務局) それではご説明いたします。4ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について。

番号1

利用権を設定する者 別府市天間 組

利用権を受ける者 別府市天間 組

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字南畑字妻ノ田 番 田、現況、田、 m²
他 6 筆です。合計 m²です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水田

期間は、2019 年 4 月 5 から 2022 年 4 月 4 日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農業経営の安定のため、ということです。

5 ページをお開きください。

番号 2

利用権を設定する者 別府市竹の内 組

利用権を受ける者 別府市南立石生目町 組の

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字東山字浦野 番 田、現況、田、 m²
他 筆です。合計 m²です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻

期間は、2019 年 4 月 5 から 2024 年 4 月 4 日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農業経営の安定のためです。

番号 3

利用権を設定する者 別府市東山 番地

利用権を受ける者 別府市東山 番地

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字東山字神田 番地 田、現況、田、 m²
です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻

期間は、2019年4月5日から2024年4月4日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため。

番号4

利用権を設定する者 別府市山の口 組

利用権を受ける者 別府市東山 番地

区分は、都市計画区域外 農振地域・農用地区域です。

利用権を設定する土地 大字東山字中畑前 番 田、現況、田、 m²
他 筆。合計 m²です。

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻

期間は、2019年4月5日から2024年4月4日までです。

貸賃支払い方法は、直接支払いです。

設定の理由についてですが、設定する者は耕作困難なため、設定を受ける者は農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため。

以上でございます。

(議 長) はい、ありがとうございました。

議案第3号について何かご質問がありましたらお願いいたします。

(浜川委員) 番号の2番、3番、4番については、大野推進委員と一緒に現地を確認、あるいは戸別訪問を行いました。その結果、特に支障はないものと思われるので、一応この報告のとおりだと思われます。

(議 長) はい、ありがとうございました。

その他、何かないですか。

これも継続なり、やっていただけるということで、後継者なり、継続してくれる人がおりますので助かると思います。

(久保委員) いいですか。天間の分は、見に行ったのですか。

4ページの番号1番です。

(議 長) ただ、届けだけで処理したのではないですか。

(久保委員) 届けだけですか。

(議 長) 事務局もなんも言ってないだろうな。

(事務局) おそらく引継ぎがうまくいってなくて、農用地利用計画のときは、地元の農業委員さんだとかに連絡しているのではないかと思われるので、東山の方は連絡がいったので、事務局の方に手落ちがあったかもしれません。

(議 長) はい、わかりました。
別に、 さんと さんは問題ない。
この土地は荒れてないですよ。

(久保委員) いや、それはちょっと確認できない。

(議 長) 形はわかりますか。

(久保委員) いや、すぐには分らん。
ここは、山の中で、入り組んで非常に微妙なところなんですよ。
番号で地図で照らしあわしていかないと分らんような田です。

(議 長) 今、事務局が言ったように、なるべく地元の委員に連絡ということで、漏れてたのかも分らんが、もしよければ、再度。

(久保委員) いやもういいです。

(議 長) もう今日終わるからね。
まあ、そういう形で事務局に連絡を取ってもらうようにして行きたいとおもいますので、よろしくをお願いします。
議案第3号の1番から4番は、承認することに決定いたしました。
次に、報告第1号 農業委員会規定第9条の規定による専決事項の報告について事務局より一括説明を求めます。

(事務局) はい、それではご説明いたします。
再度、資料1をご覧ください。

別府市の地図上の 3 条の 3 は紫の丸、4 条は青丸、5 条は緑丸の場所でございますのでのちほどご確認下さい。

それでは、議事に沿って説明させていただきます。

7 ページをお開き下さい。

報告第 1 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届

番号 1

権利を取得した者 別府市中須賀元町 組

前所有者

区分 市街化区域

申請の土地 大字北石垣字大宮司 番 畑、現況、畑 m²

他 1 筆、合計 m²

権利を取得した日は、平成 31 年 1 月 22 日 相続による取得です。

取得した権利は、所有権

あっせん等の希望は無

届出年月日 平成 31 年 3 月 7 日です。

番号 2

権利を取得した者 別府市上人仲町 番 号

前所有者

区分 市街化区域

申請の土地 大字北石垣字塚原 番 田、現況、畑 m²他 筆、

合計 m²

権利を取得した日は、平成 30 年 12 月 3 日 相続による取得です。

取得した権利は、所有権

あっせん等の希望は無

届出年月日 平成 31 年 3 月 8 日です。

8 ページをご覧ください。

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届です。

番号 1

申請人 別府市大字鶴見 番地の

職業は不動産業です。

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字上サ 番 田、現況、雑種地 m²

施設の概要ですが、資材置き場用地として、砂利敷き m²

転用の時期は、届出受理後。

専決年月日 平成 31 年 2 月 26 日。

番号 2

申請人 津久見市大字千怒 番地 職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府 番 田(宅地) m²

施設の概要 自己住宅用地として現況のまま 木造 2 階建 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 3 月 11 日

番号 3

申請人 別府市大字鶴見 番地 職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字下森山 番 畑(畑) m²外 1 筆、合計 m²

施設の概要は自己住宅用地として 木造 2 階建 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 3 月 11 日

番号 4

申請人 別府市大字鶴見 番地 1

職業 専門職

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字五反 番 畑(畑) m²

施設の概要は自己住宅用地として 木造2階建 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月18日

番号5

申請人 別府市大字浜脇 番地 職業 無職

区分 市街化区域

申請の土地 大字浜脇字河内 番 畑(宅地) m² 外 筆、合計 m²

施設の概要 自己住宅用地として現況のまま 木造瓦葺2階建 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月20日

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

番号1

譲渡人 別府市古市町 番 号 職業 無職

借受人 別府市亀川四の湯町 番 号 、職業 公務員

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府 番 田(雑種地) m²

施設の概要 自己住宅用地として木造2階建 m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日、平成31年2月18日

番号2

譲渡人 宇佐市安心院町廣蓮 番地 職業 農業

譲受人 別府市大字野田 番地の 職業 無職

区分 市街化区域

申請の土地 大字野田字岡ヶ平 番 畑(雑種地) m²

施設の概要 駐車場用地として現況のまま m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日、平成 31 年 2 月 21 日

番号 3

譲渡人 大阪府吹田市新芦屋上 番 号 職業 無職

譲受人 別府市大字南立石 番地 株式会社 代表取締役 職業 ホテル業

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石字御堂原 番 畑(雑種地) m²、外 筆 合計
m²

施設の概要 ホテル用地として ホテル 階建 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 31 年 2 月 22 日

番号 4

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見 番地 有限会社 代表取締役

職業 食肉販売業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字竹の内 番 田(田) m²外 筆、合計 m²

施設の概要 自社建物用地及び鉱泉地 駐車場(砂利敷)用地として

建物 m² 駐車場 m² 鉱泉地 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 2 月 25 日

番号 5

譲渡人 別府市西野口町 番 号 株式会社 代表取締役

職業 不動産建設業

譲受人 別府市石垣西七丁目 番 号 合同会社 代表取締役

職業 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 京町 番 田(雑種地) m²外 筆 合計 m²

施設の概要 共同住宅用地として 鉄筋コンクリート 階建 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 2 月 26 日

番号 6

譲渡人 東京都江戸川区松江 丁目 番 号 持分 8 分の 1 外 名

職業 無職

譲受人 大分市大字荏隈 番地 持分 4 分の 1 外 名

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字鶴見原 番 原野(公衆用道路) m²

施設の概要 公衆用道路として現況のまま m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 3 月 1 日

番号 7

譲渡人 東京都江戸川区松江 丁目 番 号 持分 2 分の 1 外 名

職業 無職

譲受人 大分市大字荏隈 番地 職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字鶴見原 番 原野(宅地) m²

施設の概要 住宅用地として 木造2階建 現況のまま m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月1日

番号8

譲渡人 大阪府吹田市新芦屋上 番 号 職業 無職

譲受人 株式会社 、代表取締役 職業 旅館業

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石字蔵人 番 田(雑種地) m²

施設の概要 鉱泉地の管理倉庫用地として コンクリートブロック造 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月6日

番号9

譲渡人 別府市大字鶴見 番地の 職業 自営業

譲受人 別府市上田の湯町 番 号 株式会社 代表取締役

職業 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字水車 番 田 m²

施設の概要 宅地用地として 1区画 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月11日

番号10

譲渡人 別府市大字亀川 番地の 職業 無職

譲受人 速見郡日出町 番地 株式会社 代表取締役

職業 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字北石垣字本林 番 田(雑種地) m²

施設の概要 宅地造成用地として 4区画 m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成31年3月18日 以上です。

(議長) 報告第1号については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

次に、報告第2号「農地転用届後の事業計画変更について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 15ページをお開き下さい。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について

(合意解約)です。

番号1

賃貸人 別府市大字野田 番地

賃借人 大分市北下郡 -

申請の土地 大字野田字河原 番 田(田) m²外 筆、合計 m²

理由は合意による解約です。 以上です。

(議長) この件につきましては、先ほどと関連しますが何か質問がありましたらお願いいたします。報告だからいいですね。次にいきます。

(事務局) 16ページをお開き下さい。

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

番号1 取下げ

譲渡人 別府市大字鶴見 番地の 職業 無職

譲受人 大分市大字駄原 番地の 職業 会社員

区分 都市計画区域外 農業振興地域

申請の土地 大字内成字コカノ原 番 原野(原野) m²

外 筆 合計 m²

譲受人の経営状況ですが、自作、小作、貸付はありません。世帯構成は5人です。

申請年月日 平成31年1月16日

取下年月日 平成31年3月26日 以上です。

(議 長) この取り下げの分は、皆さんご存知のように、現地調査をした分です。

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

後の経緯は分からないが、この件につきましては、取り下げという書類が出ていて、受理をしたという内容でございます。

だいが第三者や多くの方と話をしましたけど、取り下げですので、一安心という感じですよ。

(久保委員) これから先、別の人がかうやって来る可能性とかは。その時は同じ対応をすればいいとは思いますが。

(議 長) そうそう。そうするしかない。

(久保委員) はい。

(議 長) あくまでも皆さんが言ったように、農地を耕作できるというのが条件ですので、

他の案件が出てこの総会等で受理は出来ないと思います。今言うように第三者が来たりすると話がまとまらない。

実際、何とかやってもらうということでもいいんじゃないかと思います。

一時は、1m80 くらいのもを作ろうかという話があったけど、だめになったようにあります。次回出たときは、同じ扱いをしようと思います。

ということで3号議案は報告であります。

以上で本日の議事につきましてはすべて終了いたします。

(議長) 続いて、農地農業相談の報告を事務局からお願いします。

(事務局) 3月20日に、佐藤委員と星野委員が対応しましたが、相談案件はございませんでした。以上です。

(議長) 次のその他ですが、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明願います。

なお、この件につきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」のもととなる数値で、毎年度、県の農業会議に報告をいたしております。

(事務局) それでは、資料2をご覧ください。

まず、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績についてですが、これは皆さん、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

今回は、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明させていただきます。4枚ほど、おめくり下さい。平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてですが、主な内容を掻い摘んで説明させていただきます。

農業委員会の状況、これは平成31年4月1日現在の状況でございます。総農家数等、1番、2番については農林業センサスに基づいて記入しているので、平成30

年と同じ数字を挙げております。総農家数 433 戸、自給的農家数が 223 戸となっております。農業所有業者数が 307 人でその内女性が 136 名、40 代以下が 29 名であります。認定農業者は現在 35 名、認定新規就農者が 1 名、集落営農組織は 1 団体となっております。

耕地面積は、田 278ha、畑 65ha、合計 343ha。これにつきましても、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。経営耕地面積については、農林業センサスに基づいて記入されております。経営耕地面積は、田が 122.4ha、畑が 58.6ha、計 181ha です。遊休農地面積ですが、田が 15.2ha、畑 5.9ha、合計 21.1ha。農地台帳面積は、田が 437.5ha、畑 213.3ha、合計 650.8ha でございます。

2 の農業委員会の現在の体制ですが、任期が平成 30 年 7 月 20 日から任期満了が、元号は変わりますが 32 年 7 月 19 日となっております。

農業委員数が 7 名。農地利用最適化推進委員が 7 名、合計 14 名という事です。

次のページをお開き下さい。

担い手への農地の利用・集約化という事で、現在の管内の農地面積が 343ha です。これまでの集積面積ですが、19.4ha。これは平成 31 年 3 月現在の数字です。集積率は 5.66%。課題ですが、農業従事者の超高齢化や後継者不足が進む中、農地の受け手となる認定農業者も高齢化が進むことで、農地の利用・集積化が妨げられ遊休農地の発生が懸念される、これはこれからも続く課題であります。

2 の平成 31 年度の目標及び活動計画です。集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積 21ha を記入しております。うち、新規集積面積 1.6 ha という目標を設定しております。平成 30 年度に引続き、担い手への農地利用集積・集約化に向けた定期検討会、農地中間管理機構と連携し農地の出し手とのマッチングに繋げていく。また、農地集約化のモデル地区が東山に設定されたので、他地域へ波及・横展開させていく。さらに 6 月から 7 月の現況調査の際に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携・協力し、集積対象農地を抽出し、農林水産課や J A と協力して認定農業者への農地利用集積の啓発活動を実施する。これが今回の活動計画でござ

ざいます。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、30年度は新規参入者が1経営体ということで、農業次世代人材投資資金給付対象者であります。

課題ですが、中山間の農地が大半で一団の農地は少なく、認定農業者の超高齢化や後継者不足が進む中、新規就農者や後継者の担い手を育成する環境が整っていないというのが現状でございます。

そして、平成31年度の目標及び活動計画です。今年度も新規参入者1経営体を増やしたいなという目標です。面積も0.4ha、4反を挙げています。

活動計画ですが、新規就農者や集積規模拡大を希望する担い手に対し、農地農業相談や地域の集会等で農地利用最適化推進委員及び農業委員が相談に随時対応するとともに農林水産課と連携し、新規就農者の掘り起こしに努めるということです。

4の遊休農地に関する措置ですが、平成31年4月現在、管内の農地面積は343haで、うち、遊休農地面積が21.1ha、割合としては6.15%です。

別府市の農地は皆様ご存知のとおり中山間地の農地が大半で一団の農地は少なく、超高齢化や後継者不足により、遊休農地は年々増加傾向にあるというのが課題です。

そこで、平成31年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積として1haを目標に挙げております。調査人数は実数で14人、調査の実施時期ですが、6月から7月、調査のとりまとめを9月から10月ということで、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して農地の現状を把握するという調査方法でやっていきたいと思っております。

利用意向調査は11月が目標です。調査結果のとりまとめは12月にやりたいと思っております。その他につきましては市の農林水産課と連携し、農地の情報を共有するという事で計画を挙げさせていただいております。

次の違反転用への適切な対応ですが、管内の農地343haのうち、違反転用面積は現在ございません。

31年度の活動計画ですが、6月から7月にかけて実施する現況調査の中で違反転用の発見に努めるとともに農業委員及び農地利用最適化推進委員が個別訪問や地域の集会等で、

農地転用の際には農業委員会への許可を仰ぐよう農地所有者へ情報を発信する。また、違反転用の際には懲役、罰金が科せられる等の啓発を促すといことです。以上です。

(議長) 今、活動計画について説明がありまして、31年度の方ですが、この内容ですが、来週中くらいに、もし「ここは」というところがあったら、事務局のほうに言ってもらいたいんですが、この中で別府市の農業を今後、どうやって行くかというのを、先般、地区ごとには「どうしましょうか」と設問をしておりますけども、今後農業が衰退していく中で、もう農協とか農林とか言うのではなくて、農業委員会が立ち上がらなければいけないのではないかという気がしますので、大体の骨子が出来たら、農林課、農協、県等も入れて、今モデル地区とかもやっていますけど、この別府市の農業衰退について、どうやって前向きにやっていくか、一つの骨子を作っていかなければいけないのではないかと考えておりますので、今言うこの分が基本になっていくのではないかと感じますので、ぜひこの中で、一つは農業委員会の委員数を増やすというのも一つの手ではないかと思えます。推進委員も含め、委員の定数のこともありますので、その辺も踏まえて、取り組みをしていかなければならないかと思えます。

帰ってよく見ておいて下さい。

今、もしこれで質問等、ありましたら。

来年度は、前年度と1、2年比較をしたものを作ってもらわないと、単年度だけ言われても分からないから、来年は、1,2年比較しながら、増えているのか、減っているのか比較対象してみないとわからないと思っておりますので、今後そういう形をとっていきたいと思っております。

帰ってよく見て、来週までに何かありましたら事務局に連絡をして下さい。

次にいきます。

3月20日に農業文化公園において「水田畑地域化の加速に向けた農地のゾーニング研修会」がありました。

出席は、私と久保委員、齋藤委員、大野泰徳委員、大野秀雄委員、原委員に出席をし

ていただきました。この方たちは、いろんなことを抱えて、集落化をしていかなければということですので、お願いをして出席をしていただきました。

資料3の中にありますように、集約してまとめて行きましょうというのが目的のよう
であります。

ここにイメージ図がありますが、上のほうから下のほうにゾーンを作って集約をして
いきましようというような内容のものです。

別府は段々畑があって、難しいところですが平坦地については、こういうこともやっ
て何か違った農業をやったらどうかという思いです。

それぞれの地区でまとめてこういう形で集約が出来るというようなところがありまし
たら、ぜひまた皆さんでいい方法を考えて、意見を出しながら、協力をしていったらど
うかなと思っております。

私からは以上、報告です。

事務局、お願いいたします。

(事務局) ひとつご報告がございます。

平成30年度農地利用最適化交付金ですが、総額で126万9千333円交付され、活動
実績の100万8千円はお一人1ヶ月6千円、成果実績の26万9千333円のうち、半額は
人数割り、残りが活動日数割りになりますのでご報告をさせていただきます。なお、活
動記録簿はお手元にお返しをしております。

次に資料4をご覧ください。

平成31年4月・5月の農業委員・推進委員の予定についてご説明させていただきます。

4月18日(木)13時30分からの農地農業相談の担当は浜川委員と伊藤委員です。

4月19日(金)10時からの常設審議委員会は会長が出席予定です。

4月24日(水)13時30分から「担い手アクションサポートチーム会議」は星野委員
が出席予定です。

5月8日(水)14時から農業委員会総会が開催されます。

5月16日(木)13時30分からの農地農業相談の担当は齋藤委員と彌田委員です。

5月21日(火)10時からの常設審議委員会は会長が出席予定です。

5月27日(月)平成31年度全国農業委員会会長大会には会長と私が出席予定です。

その下の担い手アクションサポートチーム会議の日程等につきましては未定です。

4月、5月の行事予定は以上です。

(議長)ありがとうございました。

4月から、先般言ったように、農業相談が委員と推進委員の1人1人ということで、委員も回数が増えるということがありますので、推進委員も相談に入ってもらったほうがよかろうということで、推進委員も一緒にお願いいたします。

最後になりますが、3月27日に、担い手アクションサポートチーム会議があり、園田委員が出席しましたが、何かありましたか。

(園田委員) 県の平山総括が退職されるそうです。

後任の人事は4月26日以降だそうです。

今度、農協が市のバックアップの下に、ザボンソフトを販売する、場所は旬の館、材料は牛乳を混ぜて、製品はもう出来てるそうです。

カップ入りは日出でも販売するようです。

(議長) ザボンソフトはソフトクリーム。日出の方もね。

(園田委員) 日出はソフトクリームはないです。

以上です。

(議長) そういう話し合いがあって、直接関係ありませんが、市のザボンを知って

もらうということで、大変良いことだと思います。

ありがとうございました。

(議 長) 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(会 長) これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 03 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 1 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____ 印